



発行 東京都

目次

49

規則（人）

○初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………一

通達

○「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正……………六

雑報

○東京都職員共済組合定款の一部変更……………（東京都職員共済組合）…七

○東京都職員共済組合運営規則の一部変更……………（同）…七

規則（人）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第六号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号(2)中「七級、八級及び九級」を「六級、七級及び八級」に改める。

第十条第一項第三号中「職務の級九級」を「職務の級八級」に、「公安職給料表九

級」を「公安職給料表八級」に改める。

第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の二及び第三十四条中「公安職給料表九級」を「公安職給料表八級」に改める。

別表第二八の項中

職務の級					
1級	2級	3級	4級	5級	6級
0	2	1	1	4	3
0	3	1	2	4	3
0	4	1	3	4	3

を

職務の級				
1級	2級	3級	4級	5級
0	3	1	4	3
0	4	2	4	3
0	5	3	4	3

に改める。

別表第七八の項を次のように改める。

ハ 公安職給料表

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	2	1	1	1	1
3	1	3	1	1	1	1
4	1	4	1	1	1	1
5	1	5	1	1	1	1
6	1	6	1	1	1	1
7	1	7	1	1	1	1
8	1	8	1	1	1	1
9	1	9	1	1	1	1
10	1	10	2	2	1	2
11	1	11	3	3	1	3
12	1	12	4	4	1	4
13	1	13	5	5	1	5
14	1	14	6	6	2	6
15	1	15	7	7	3	7
16	1	16	8	8	4	8
17	1	17	9	9	5	9
18	2	18	10	10	6	10
19	3	19	11	11	7	11
20	4	20	12	12	8	12
21	5	21	13	13	9	13
22	6	22	14	14	10	14
23	7	23	15	15	11	15
24	8	24	16	16	12	16
25	9	25	17	17	13	17
26	10	26	18	18	14	18
27	11	27	19	19	15	19
28	12	28	20	20	16	20
29	13	29	21	21	17	21
30	14	30	22	22	18	22
31	15	31	23	23	19	23
32	16	32	24	24	20	24
33	17	33	25	25	21	25
34	18	34	26	26	22	26
35	19	35	27	27	23	27
36	20	36	28	28	24	28
37	21	37	29	29	25	29
38	22	38	30	30	26	30
39	23	39	31	31	27	31
40	24	40	32	32	28	32
41	25	41	33	33	29	33
42	26	42	34	34	30	34
43	27	43	35	35	31	35
44	28	44	36	36	32	36
45	29	45	37	37	33	37
46	30	46	38	38	34	38
47	31	47	39	39	35	39
48	32	48	40	40	36	40
49	33	49	41	41	37	41
50	34	50	42	42	38	42
51	35	51	43	43	39	43
52	36	52	44	44	40	44
53	37	53	45	45	41	45
54	38	54	46	46	42	46

55	39	55	47	47	43	47
56	40	56	48	48	44	48
57	41	57	49	49	45	49
58	42	58	50	50	45	49
59	43	59	51	51	46	50
60	44	60	52	52	46	50
61	45	61	53	53	47	51
62	46	62	54	54	47	51
63	47	63	55	55	48	52
64	48	64	56	56	48	52
65	49	65	57	57	49	53
66	50	66	58	58	50	54
67	51	67	59	59	51	55
68	52	68	60	60	52	56
69	53	69	61	61	53	57
70	54	70	61	62	54	58
71	55	71	62	63	55	59
72	56	72	62	64	56	60
73	57	73	63	65	57	61
74	57	74	63	66	58	61
75	58	75	64	67	59	62
76	58	76	64	68	60	62
77	59	77	65	69	61	63
78	59	77	66	70	62	63
79	60	78	67	71	63	64
80	60	78	68	72	64	64
81	61	79	69	73	65	65
82	62	79	70	74	65	65
83	63	80	71	75	66	66
84	64	80	72	76	66	66
85	65	81	73	77	67	67
86	66	82	74	77	67	67
87	67	83	75	78	68	68
88	68	84	76	78	68	68
89	69	85	77	79	69	69
90	70	86	78	79	70	69
91	71	87	79	80	71	70
92	72	88	80	80	72	70
93	73	89	81	81	73	71
94	74	90	82	82	73	71
95	75	91	83	83	74	72
96	76	92	84	84	74	72
97	77	93	85	85	75	73
98	77	93	85	85	75	73
99	78	94	86	86	76	74
100	78	94	86	86	76	74
101	79	95	87	87	77	75
102	79	95	87	87	77	75
103	80	96	88	88	78	76
104	80	96	88	88	78	76
105	81	97	89	89	79	77
106	82	98	90	90	79	78
107	83	99	91	91	80	79
108	84	100	92	92	80	80
109	85	101	93	93	81	81
110	86	102	93	93	82	82
111	87	103	94	94	83	83
112	88	104	94	94	84	84
113	89	105	95	95	85	85

114		105	95	95	85	86
115		106	96	96	86	87
116		106	96	96	86	88
117		107	97	97	87	89
118		107	98	98	87	
119		108	99	99	88	
120		108	100	100	88	
121		109	101	101	89	
122		110	101	102	90	
123		111	102	103	91	
124		112	102	104	92	
125		113	103	105	93	
126		113	103	105	94	
127		114	104	106	95	
128		114	104	106	96	
129		115	105	107	97	
130		115	106	107	98	
131		116	107	108	99	
132		116	108	108	100	
133		117	109	109	101	
134		118	110	110	102	
135		119	111	111	103	
136		120	112	112	104	
137		121	113	113	105	
138		122	114	114	106	
139		123	115	115	107	
140		124	116	116	108	
141		125	117	117	109	
142		126	118	118		
143		127	119	119		
144		128	120	120		
145		129	121	121		
146		129	121	122		
147		130	122	123		
148		130	122	124		
149		131	123	125		
150			123	126		
151			124	127		
152			124	128		
153			125	129		
154				130		
155				131		
156				132		
157				133		

別表第八イの部一の項中 「都市整備局都市基盤部長
都市整備局都営住宅経営部長」 や 「都市整備局都市基盤部

長」及び 「東京都青少年・治安対策本部 総合対策部長」 や

東京都都民安全推進本部	総合推進部長
東京都戦略政策情報推進本部	戦略事業部長
東京都住宅政策本部	住宅企画部長 都営住宅経営部長

に改め、同部一の項中「

政策企画局国家戦略特区推進担当部長」を削り、

東京都青少年・治安対策本部	部の部長（職務区分一に規定するものを除く。） 、豊洲市場総合調整担当部長
東京都病院経営本部（都立病院を除く。）	
東京都中央卸売市場	
東京都職員共済組合事務局	

を

東京都都民安全推進本部	部の部長（職務区分一に規定するものを除く。）及び東京都戦略政策情報推進本部特区推進担当部長
東京都戦略政策情報推進本部	
東京都住宅政策本部	
東京都病院経営本部（都立病院を除く。）	
東京都中央卸売市場	
東京都職員共済組合事務局	

を

及び「区総川の項中」 「東京都青少年・治安対策本部」 や

東京都都民安全推進本部
東京都戦略政策情報推進本部
東京都住宅政策本部

に改め。

別表第八イの項中 「公安職給料表9級昇格時職務区分別号給表」 や 「公安職給料表8

級昇格時職務区分別号給表」に改め。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第四百号）による改正前の職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）別表第二に掲げる公安職給料表の職務の級二級の適用を受けていた職員を施行日に一級上位の職務の級へ昇格させる場合におけるその者の号給は、施行日の前日に昇格したものとみなし、この規則による改正前の初任給、昇格及び昇給等に関する規則別表第七ハの項の規定を適用して得られる号給とする。

通 達

30人委任第161号
平成31年3月29日

各任命権者 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 伸

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記のように改正しましたので、平成31年4月1日以降これにより実施してください。

記

第10条関係第2項中「公安職給料表9級」を「公安職給料表8級」に改める。

第21条関係各号を次のように改める。

(1) 行政職給料表(一)5級から1級下位の職務の級に降格させる場合

ア 行政職給料表(一)5級及び平成25年4月1日から平成27年3月31日までの行政職給料表(一)6級に在職していたものとし、当該在職期間の勤務成績は標準であったものとみなす。ただし、欠勤等の特別の事情がある場合には、その事情を考慮して昇給の規定を適用することとする。

イ 降格となる職員が平成25年3月31日において

行政職給料表(一)の職務の級7級の適用を受けていた場合は、同日に当該職務の級から1級下位の職務の級に降格したものとし、同日における降格の規定を適用して得られる級号給を職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成24年東京都条例第125号)附則第3条及び第4条の規定による職務の級及び号給に切り替え、当該切り替えた号給の号給数に(1)アを適用して得られる号給数を加えるものとする。

なお、降格となる職員が平成25年3月31日以前に採用された者であつて同年4月1日以後に人事交流等により引き続き職員となつた場合も同様とする。

(2) 公安職給料表8級から1級下位の職務の級に降格させる場合

ア 公安職給料表8級及び平成28年4月1日から平成31年3月31日までの公安職給料表9級における在職期間は、1級下位の職務の級に在職していたものとし、当該在職期間の勤務成績は標準であつたものとみなす。ただし、欠勤等の特別の事情がある場合には、その事情を考慮して昇給の規定を適用することとする。

イ 降格となる職員が平成28年3月31日において公安職給料表9級の適用を受けていた場合は、同日に当該職務の級から1級下位の職務の級に降格したものとし、同日における降格の規定を適用して得られる号給数を加えるものとする。

なお、降格となる職員が平成28年3月31日以前に採用された者であつて同年4月1日以後に人事交流等により引き続き職員となつた場合も同様とする。

昇格時職務区分別号給表関係(第20条関係)第5項中「東京都青少年・治安対策本部」を「東京都民安全推進本部」に改める。

別表第1中

職務の級	限度号給	職務の級	限度号給	職務の級	限度号給
1	65号給				
1	57号給				
3	29号給	2	41号給	1	45号給
1	53号給				
1	57号給				
1	65号給				

を

職務の級	限度号給	職務の級	限度号給
1	65号給		
1	57号給		
2	29号給	1	45号給
1	53号給		
1	57号給		
1	65号給		

に改める。

雑報

東京都職員共済組合定款の一部変更について公告する。

平成三十一年三月二十九日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

東京都職員共済組合定款の一部変更について

東京都職員共済組合定款(昭和三十七年十二月一日公告)の一部を次のように変更する。

第四十五条第一項の表中「一、〇〇〇分の三十八」を「一、〇〇〇分の三十八・一四」に、「一、〇〇〇分の四十二・一」を「一、〇〇〇分の四十一・九六」に改める。

第四十七条の二第一号中「千九百四十八円」を「千六百二十二円」に改め、同条第二号中「二千二百八十七円」を「二千二百四十二円」に改め、同条第三号中「千四百六十三円」を「千四百五十一円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この変更は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 変更後の東京都職員共済組合定款第四十七条の二の規定にかかわらず、平成三十一年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号)第七条第一項の規定により定款で定める金額は、次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲げる金額とする。

- 一 短期経理 千六百二十二円
- 二 厚生年金保険経理 二千二百四十二円
- 三 退職等年金経理 千四百五十一円
- 四 経過的長期経理 二百二十四円

東京都職員共済組合運営規則の一部変更について公告する。

平成三十一年三月二十九日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

東京都職員共済組合運営規則の一部変更について

東京都職員共済組合運営規則(昭和三十七年十二月一日公告)の一部を次のように変更する。

別記様式第八号中「昭和」を削り、「平成」を「年」に改める。

別記様式第八号の二(表)を次のように改める。

様式第8号の2 (第17条関係) (表)

高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

●太線枠内を記入してください (共済組合記入欄) 支給申請書整理番号

申請対象年度	年度	対象となる計算期間	年	月	日から	年	月	日まで	枚中	枚目
フリガナ 組合員氏名		保険者 1								
生年月日	年 月 日生	加入期間 2	年	月	日から	年	月	日まで		
組合員証の記号・番号		※3	年	月	日から	年	月	日まで		
加入期間	年 月 日から 年 月 日まで	計算期間の末日において加入する医療保険者の名称								
フリガナ 被扶養者氏名		保険者 1								
生年月日	年 月 日生	加入期間 2	年	月	日から	年	月	日まで		
加入期間	年 月 日から 年 月 日まで	※3	年	月	日から	年	月	日まで		
フリガナ 被扶養者氏名		保険者 1								
生年月日	年 月 日生	加入期間 2	年	月	日から	年	月	日まで		
加入期間	年 月 日から 年 月 日まで	※3	年	月	日から	年	月	日まで		
備考										
<p>上記のとおり ① 高額介護合算療養費の支給を申請します。 退職者の場合 ② 自己負担額証明書の交付を申請します。 自宅の電話番号 () ※ ①・②のいずれかを丸で囲んでください。 〒</p> <p>東京都職員共済組合理事長 殿 申請者 住所 年 月 日 氏名 (印)</p> <p>*請求者の「氏名」の欄は、記名押印することによって、自筆による署名をすることができます。</p>										
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>年 月 日 所属所長 職名 (印) 氏名 担当者 電話番号</p>										
<p>共済組合 決定欄 理事長</p> <p>共済組合受付印</p> <p>課長代理</p> <p>担当</p>										

別記様式第九号中 「昭和 年」や「平成 年」や「
年」ビ 「産科医療保障制度掛金額」や「産科医療補償制度掛金額」ビ 「以前に加入
していた健康保険組合発行の加入期間証明書」や「出産費の請求に係る証明書（※短期
給付請求書等様式集）」ビビビ。

別記様式第十号中 「平成 年」や「昭和 年」ビ 「昭和 年」や「
年」ビ 「昭 年」や「平成 年」ビビビ。

別記様式第十一号中 「平成 年」や「昭和 年」ビ 「昭和 年」や「
年」に改める。

別記様式第十六号中 「昭和 年」や「平成 年」ビ 「平成 年」や「
年」に改める。

別記様式第十七号中 「3 昭和 年」や「4 平成 年」ビ 「昭和 年」や「平成 年」
に改める。

別記様式第二十一号中 「平成 年」や「昭和 年」ビ 「昭和 年」や「平成 年」
に改める。

別記様式第二十二号中 「平成 年」や「昭和 年」ビ 「昭和 年」に改める。

別記様式第二十三号及び様式第二十五号中 「昭和 年」や「平成 年」ビ 「平成 年」
に改める。

別記様式第二十六号を次のように改める。

様式第26号（第17条の2関係）

限度額適用・標準負担額減額認定申請書

所属 所名	減額対象者氏名	性別 男女	
組合員氏名	生年月日	年月日	
組合員証番号	長期入院	該当 非該当	
① 申請日の前1年間の入院期間(日数)	名称	年 月 日から 年 月 日まで	
	所在地		
② 申請日の前1年間の入院期間(日数)	名称	年 月 日から 年 月 日まで	
	所在地		
③ 申請日の前1年間の入院期間(日数)	名称	年 月 日から 年 月 日まで	
	所在地		
④ 入院をした保険医療機関等	名称	年 月 日から 年 月 日まで	
	所在地		
⑤ 入院をした保険医療機関等	名称	年 月 日から 年 月 日まで	
	所在地		
⑥ 年中の所得の状況	氏名	公的年金(退職共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金、老齢厚生年金等) 給与(六十歳以上の収入等を含む) 年金(給与以外の所得) (収入一必要経費) 公的年金(退職共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金、老齢厚生年金等) 給与(六十歳以上の収入等を含む) 年金(給与以外の所得) (収入一必要経費) 公的年金(退職共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金、老齢厚生年金等) 給与(六十歳以上の収入等を含む) 年金(給与以外の所得) (収入一必要経費)	所得 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円
	氏名	年金(給与以外の所得) (収入一必要経費)	所得 円

別添証明書のとおり、減額認定の条件に該当しますので、上記のとおり申請します。
東京都職員共済組合理事長 殿 運轉者の場合 ()
年 月 日 自身の電話番号

住所 申請者 氏名 ⑧
所属所長 職名 氏名 電話番号 ⑨
担 当

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。
年 月 日
所属所長 職名 氏名 担 当

【注意事項】
1 対象者が被扶養者の場合は、市区町村長非課税証明書等所得の状況が確認できる書類を添付してください。
2 入院期間を確認できる書類を添付してください。

東京都役所入列4号

●大線枠内を記入してください

別記様式第二十七号中「平成 年」を「昭和 年」に改める。
 別記様式第二十八号中「平成 年」を「昭和 年」に改める。
 別記様式第二十九号を次のように改める。

様式第29号 (第17条関係)

介護休業手当金請求書

種別 登録番号
45

●太線枠内を記入してください

所属 氏名	要介護氏名	氏名	住所
組合員氏名	家族	続柄	□同居 □別居
組合員証番号	生年	住所	
過去の介護休業取得歴	雇用保険法適用の有無	氏名	□有 □無 ※有の場合、雇用保険法が優先されます。
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※本欄にのみ記入し、備考欄に記載してください。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※本欄にのみ記入し、備考欄に記載してください。	介護休業承認期間 請求開始日 年 月 日から 年 月 日まで 請求終了日 年 月 日 (請求日付を記入してください)	請求日数 日 請求金額 ¥ 支給日数 日 支給金額 ¥
送付書類 <input type="checkbox"/> 介護休業承認書処理簿の写し <input type="checkbox"/> 出勤簿の写し (請求対象月のもの) <input type="checkbox"/> 給与減額数理簿の写し <input type="checkbox"/> 報酬支給額証明書 (請求対象月に支払われる報酬について) <input type="checkbox"/> 住民票の写し (同居を必須要件とする要介護家族の場合、例：子の配偶者など)	給料表() 号給 標準報酬月額 第 級	上記のとおり請求します。 東京都職員共済組合理事長 殿 年 月 日 住所 請求者 氏名 〒 ⑨	共済組合 決定欄 課長 署名 担当
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 職名 所属所長 氏名 担当 電話番号	共済組合受付印	課長代理 署名 担当	

【注意事項】
 1 各月ごとに請求してください。
 2 記入漏れ、誤りがある場合は、補正のため書類を返戻します。支給が遅れることがありますのでご注意ください。
 3 要介護家族の住所が別居の場合は、必ず記入してください。
 4 雇用保険法の適用にならない場合は、「無」にし点を入れてください。
 5 記載内容を訂正する場合は、訂正印を押してください。

附 則

- 1 この変更は、公布の日から施行する。
- 2 この変更の施行の際、この変更による変更前の東京都職員共済組合運営規則別記様式（この変更により変更のあったものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、
所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001